

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 実 施 計 画	
1	教育実習の内容及び成績評価等
①	教育実習の時期 ＜教育実習＞ 4 年次 6 月～10 月
②	教育実習の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞ 中学校 3 週間（120 時間）、高等学校 2 週間（60 時間）
③	教育実習校の確保の方法 ＜教育実習＞ 教育実習受入承諾先の教育委員会を中心に実習先を確保している。
④	教育実習内容 ＜教育実習＞ ＜中 学 校＞全授業時間 120 時間中、授業参観 30 時間（道徳を含む）、授業担当 90 時間（道徳を含む）、うち研究授業 1 時間。および教材研究と学習指導案の作成、ホームルームなど特別活動、部活動への参加と指導（全実習時間：120 時間 1 単位：30 時間） ＜高等学校＞全授業時間 60 時間中、授業参観 30 時間、授業担当 30 時間、うち研究授業 1 時間。および教材研究と学習指導案の作成、ホームルームなど特別活動、部活動への参加と指導（全実習時間：60 時間 1 単位：30 時間）
⑤	教育実習生に対する指導の方法 ＜教育実習＞ 「教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するにあたり先修条件を設けることで、あらかじめ身に付けておくべき科目を示している。 事前指導においては、履修者全員に模擬授業の機会を与え、学生一人ひとりの能力や適正を踏まえた指導を行い、模擬授業の結果次第では個別に補完的な指導も行っている。 実習中は、訪問指導を行い、指導案作成についての相談など具体的なやりとりをメール等でいつでも指導担当教員が応じられる体制を構築している。
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） ＜教育実習＞ 実習校による評価を参考に、事前事後指導、模擬授業の成果、活動状況などを含めて総合的に評価する。事前事後指導等の評価を含め教員養成課程小委員会（教員養成課程担当の専任教員による会議）で審議し、評価を決定する。 ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 ＜教育実習＞ 事前指導 4 月～5 月（12 時間） 事後指導 7 月（4 時間）

② 内容（具体的な指導項目）

<教育実習>

- 事前指導 1. 教育実習オリエンテーション（教員養成課程専任教員が、教育実習にあたっての諸注意、学習指導の方法、生徒指導の方法等について講義する。）
2. 模擬授業の実施（実習生をグループにわけ、各グループに教員養成課程専任教員が張り付き指導を行う。）
3. 現職教員による指導（卒業生の現職教員から実践的なアドバイスを受ける。）
- 事後指導 1. 実習生全員に体験報告させ、討議する。
2. 返却されてきた教育実習簿をもとに個別指導を行う。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

教員養成カリキュラム委員会

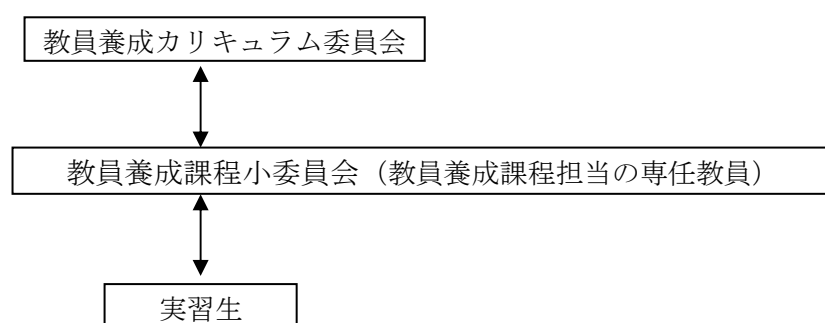
・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

- 1 副学長または学長補佐（教務担当）（1名）
- 2 各学部から選出された専任教員（4名）
- 3 教員養成課程担当の専任教員（4名）
- 4 教務部長、教務二課長（事務職員各1名）

・ 委員会等の運営方法

教員養成課程小委員会（教員養成課程担当の専任教員による会議）が、教育実習の懸案・検討事項について話し合いを行った上で委員会を開催し、各学部から選出された「教科および教科の指導法に関する科目」の担当教員の意見を踏まえた上で、実習を指導している。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・ 委員会等の名称

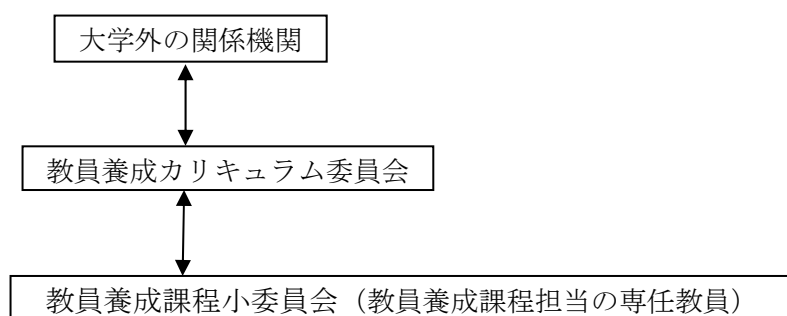
教員養成カリキュラム委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - 1 副学長または学長補佐(教務担当) (1名)
 - 2 各学部から選出された専任教員 (4名)
 - 3 教員養成課程担当の専任教員 (4名)
 - 4 教務部長、教務二課長 (事務職員各1名)

- ・ 委員会等の運営方法

教員養成課程小委員会（教員養成課程担当の専任教員による会議）において、教育委員会等への実習申込など大学外の関係機関との連携について話し合いを行った上で、委員会を開催し、全学的な意見を踏まえ実習中の指導方法等を決定する。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

「教育実習Ⅰ・Ⅱ」の履修は、実習前年度までに以下の条件を充たしていることを原則とする。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等「教職概論」、各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）「教科教育法4単位」を修得済みであること
- (2) 教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等において、上記科目を含み、20単位以上修得済みであること
- (3) 所属学科の卒業に必要な単位数が実習前年度までに92単位を超えていること

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 2,143 学級、高等学校 2,970 学級	
○	×	大阪府教育委員会	中学校：3校	高等学校：154校
○	×	大阪市教育委員会	中学校：128校	高等学校：なし

令和4年11月4日

学校法人 大阪経済大学

理事長 藤本 二郎 様

大阪府教育委員会

教育長 橋本 正司

教育実習受入れ承諾書

学校法人大阪経済大学が設置する教育職員養成課程に係る教育実習の受入れについて、下記のとおり、ご承諾します。

記

1 教育実習の受入れに係る学科・課程等及び免許状の種類

経済学部 経済学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (商業)
経営学部 第一部 経営学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (商業)
経営学部 第一部 ビジネス法学科	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (商業)
経営学部 第二部 経営学科	高等学校教諭一種免許状 (商業)
情報社会学部 情報社会学科	高等学校教諭一種免許状 (商業)
	高等学校教諭一種免許状 (情報)
人間科学部 人間科学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	中学校教諭一種免許状 (保健体育)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (保健体育)
国際共創学部 国際共創学科	中学校教諭一種免許状 (英語)
	高等学校教諭一種免許状 (英語)

2 教育実習の受入れ時期

令和6年4月から

3. 所管学校数

中学校 学校数3校

学級数 21

高等学校 学校数 154 校(うち1校は分校)

学級数 2,970

(令和4年5月1日現在)

以上

令和 4 年 10 月 28 日

学校法人 大 阪 経 済 大 学

理事長 藤本 二郎 様

大 阪 市 教 育 委 員 会

教育長 多 田 勝 哉

教 育 実 習 受 入 れ 承 諾 書

学校法人大阪経済大学が設置する教育職員養成課程に係る教育実習の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1 教育実習の受入れに係る学科・課程等及び免許状の種類

経済学部 経済学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (商業)
経営学部 第一部 経営学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (商業)
経営学部 第一部 ビジネス法学科	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (商業)
経営学部 第二部 経営学科	高等学校教諭一種免許状 (商業)
情報社会学部 情報社会学科	高等学校教諭一種免許状 (商業)
	高等学校教諭一種免許状 (情報)
人間科学部 人間科学科	中学校教諭一種免許状 (社会)
	中学校教諭一種免許状 (保健体育)
	高等学校教諭一種免許状 (公民)
	高等学校教諭一種免許状 (保健体育)
国際共創学部 国際共創学科	中学校教諭一種免許状 (英語)
	高等学校教諭一種免許状 (英語)

2. 教育実習の受入れ時期

令和 6 年 4 月から

3. 所管学校数

中 学 校 学校数128校 学級数 2,122学級
(令和 4 年 5 月 1 日現在)

以上